

千葉県土気あすみが丘プラザの利用料金減免に係る事務処理要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、千葉県土気あすみが丘プラザ設置管理条例（以下「条例」という。）第15条に規定する千葉県土気あすみが丘プラザ管理規則（以下「規則」という。）第8条で定める場合の利用料金の減免について必要な事項を定めるものとする。

(減免基準)

第2条 規則第8条第1号に規定する手帳の交付を受けている者が当該手帳を提示して条例別表第2第2項第1号に掲げる施設を使用する場合の減免率は10割とする。この場合において、介護者を必要とする場合は、当該障害者1人につき介護者1人も同様とする。

2 規則第8条第2号に規定する手帳の交付を受けている者が主体となって組織する団体とは、構成員の5割以上が当該手帳の交付を受けている者であって、障害者自らが社会参加を図り、かつ自立を目指して活動する団体をいい、当該団体が条例別表第2第1項又は同表第2項第2号に掲げる施設を使用する場合の減免率は10割とする。

3 規則第8条第3号に規定する特に必要がある場合として市長が定める場合及びその減免率又は減免額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) あすみが丘プラザ運営懇談会が条例別表第2第1項に掲げる施設を使用する場合 10割

(2) プラザまつりのために条例別表第2に掲げる施設を使用する場合 10割

(3) 本市に在住し、在勤し、又は在学する満65歳以上の者が条例別表第2第2項第1号に掲げる施設を使用する場合（超過使用するとき及び30人以上の団体利用の場合に1割引とするときを除く。）

2割相当額

(4) その他市長が特に必要と認めた団体又は者が条例別表第2に掲げる施設を使用する場合 市長が適当と認めた割合

(減免基準該当の確認)

第3条 前条第1項に規定する減免基準に該当することの確認は、当該手帳の提示を受けることにより行うこととする。

2 前条第2項に規定する減免基準に該当することの確認は、団体登録時に団体構成員の当該手帳の写しの提出を受けることにより行うこととする。

3 前条第3項第3号に規定する減免基準に該当することの確認は、身分証

明書の提示を受けることにより行うこととする。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。